

記載要領

● 地域連携周産期支援事業（産科施設）の概要

分娩は取り扱わないが、妊婦健診や産前・産後管理等を実施し、近隣の分娩取扱施設と連携体制を構築している産科医療機関に対して、診療を継続するための支援を実施することにより、近隣の分娩取扱施設の負担軽減とその他の産科施設との役割分担を進め、地域の実情に応じた周産期医療体制の構築を図ることを目的とするものです。

施設整備：産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な診察室の改修等を行うもの
設備整備：産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、医療機器を整えるもの

(支給額) 基準額と実支出額とを比較し少ない方の額の2分の1を交付額とします。

なお、予算の範囲内で交付を行いますので、調整の上決定することもあり得ます。

区分	基準額	対象経費
施設	1施設当たり 7,239千円	産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、診察室の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、本体工事の契約を締結し、新築、増改築及び改修に着手しているものを補助対象とする。
設備	1か所当たり 4,630千円	産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、下記の医療機器購入費 (超音波診断装置、診察台（内診台）、分娩監視装置) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、購入の契約を締結し、納品が完了されているものを補助対象とする。

1 目的

支援事業実施に向けて準備を進めるにあたり、対象施設の意向等を把握する必要があるため調査を行います。

2 調査対象

以下の要件をすべて満たす産科施設（病院又は診療所）で、令和7年度に、産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、診察室の新築、増改築及び改修本体工事の契約を締結し工事を着手している医療機関及び、令和7年度産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、超音波診断装置、診察台（内診台）、分娩監視装置の購入の契約を締結し、納品が完了されている医療機関。※

- ① 令和 7 年度において、原則各妊婦に対して妊娠初期から中期以降までの妊婦健康診査を実施し、必要に応じて産後管理を実施できる体制を確保していること。
- ② 令和 7 年度において、分娩を取り扱っていない又は同年度中に分娩取扱の中止が決定していること。
- ③ 近隣の分娩取扱施設とオープンシステムまたはセミオープンシステムを構築していること。
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること。

※ 本事業においては、令和 7 年度に下記の補助金の交付を受ける施設については交付の対象外としています。

- (ア) 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する産科医療機関確保事業
- (イ) 令和8年1月30日医政発0130第1号厚生労働省医政局長通知「令和8年度（令和7年度からの繰越分）産科・小児科医療機関等支援事業の実施について」の別添「産科・小児科医療機関等支援事業実施要綱」に基づき、実施する分娩取扱施設支援事業

3 記載方法

別添2（回答様式）上で以下の事項を記載してください。

【施設整備】

- ① 施設名称：貴施設名を記入してください。
- ② 令和 7 年度内に契約し、着工したか否か
：プルダウンで○・×を入力してください。
- ③ 補助対象となる工事内容：工事内容について簡潔に記載してください。
- ④ 総事業費：地域連携周産期支援事業（施設）に関わるすべての経費で、設計その他工事に伴う事務に要する費用も含めて記載してください。
- ⑤ 寄付金その他の収入額：寄付金とは、寄付者がその使途を、本事業に指定する寄付金をいい、使途を指定しない一般寄付金及び総事業のうち、補助対象外の事業に対する寄付金は、ここにいう寄付金とはみなしません。その他の収入とは、評価額、徴収法定額等をも含めることとし、収入の種類及び範囲は次のとおりです。
 - ・ 法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）に基づく徴収金、返還金等の収入
 - ・ 契約違反による違約徴収金の収入
 - ・ 既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、地震保険による保険金収入等から交付要綱等により算出される自己負担相当を控除した額

- ・ その他当該補助事業等に関する収入

⑥ 対象経費の支出予定額：対象経費は、産科医療施設として必要な診療部門（診察室、病室等）の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費を記載してください。

【設備整備】

- ① 施設名称：貴施設名を記入してください。
- ② 令和7年度内に契約し、納品されたか
：プルダウンで○・×を入力してください。
- ③ 金額：購入した機器の金額を物品ごとに記載してください。
- ④ 総事業費：物品購入に係るすべての経費で、本事業の対象品目以外の品目を併せて購入した場合は、その費用を含めて記載してください。
- ⑤ 寄付金その他の収入額：寄付金とは、寄付者がその使途を、本事業に指定する寄付金をいい、使途を指定しない一般寄付金及び総事業のうち、補助対象外の事業に対する寄付金は、ここにいう寄付金とはみなしません。その他の収入とは、評価額、徴収法定額等をも含めることとし、収入の種類及び範囲は次のとおりです。
 - ・ 法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）に基づく徴収金、返還金等の収入
 - ・ 契約違反による違約徴収金の収入
 - ・ 既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、地震保険による保険金収入等から交付要綱等により算出される自己負担相当を控除した額
 - ・ その他当該補助事業等に関する収入

4 回答方法

別添2（回答様式）に記入の上、電子メールで次のアドレスあてに御提出ください。
(ouhuku-chiikiiryu@pref.kanagawa.lg.jp)

※ 調査対象外及び活用意向のない場合は御提出いただく必要はありません。

5 回答期限

令和8年2月20日（金）

6 留意事項

- 本調査回答をもって支給を確約するものではありません。
- 当調査回答内容によって、追加で質問させていただく可能性があります。